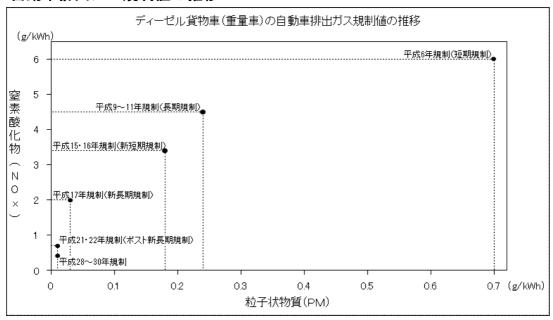
自動車排出ガス対策

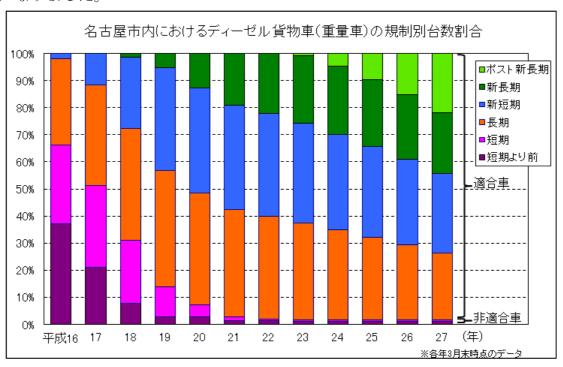
1 自動車排出ガス規制等

(1) 自動車排出ガス規制値の推移



(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等 に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)

平成14年10月から段階的に、排出基準を満たしていない車(非適合車)は、名古屋市全域を含む対策地域内で登録することができなく(新規検査・継続検査が受けられなく)なりました。



(3) 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(県要綱)

自動車 NOx・PM 法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るものです。

2 本市の取り組み

(1) 市外からの自動車NOx・PM法非適合車の流入対策

県要綱に基づき、市内の荷主(工場、大規模店舗)等に対し、非適合車の使用抑制及 び使用状況の確認を要請しています。

対象年度	報告事業所数	確認事業所数	確認台数	非適合車台数	非適合車割合
H26	134	130	80, 582	1, 062	1. 3%
H25	130	128	82, 786	1, 451	1.8%
H24	136	135	79, 077	1, 500	1.9%
H23	140	135	87,608	3, 715	4. 2%

(2) 非適合車実態把握調査

国道23号を通過する非適合貨物自動車の実態を把握するため、南区丹後通において、 通行車両のナンバープレート調査を実施しています。

なお、非適合車を使用していた東海四県の貨物自動車運送事業者に対しては、パンフレット等を送付し県要綱の周知及び使用抑制の働きかけを実施しています。

年度	調査日	適合車	非適合車	対象外	合 計	非適合車の割合 (非適合車/合計)
H27	11.24(火)・27(金)	10, 835	297	160	11, 292	① 2.6%
H26	11.19(水)·21(金)	11, 155	451	138	11, 744	① 3.8%
H25	12.16(月)・19(木)	11, 025	595	264	11, 864	① 5.0%
H24	11.20(火)·22(木)	13, 883	1,006	265	15, 154	① 6.6%
H23	10.31(月)・11.1(火)	8,811	903	127	9, 841	② 9.2%

⁽注) 調査時間は、①5~19時、②8~12、15~19時

(3) 最新規制適合貨物自動車等代替促進事業

中小企業者等が、環境性能の劣るトラック、バスを最新の規制に適合したものに買い 替える際に補助を行っています。(トラックについては、国の補助があるため休止中)

(4) 名古屋市自動車公害対策推進協議会

自動車公害対策を総合的、計画的に推進するにあたり、相互の緊密な連絡協議を図る目的で関係機関・関係団体等とともに協議会を設置しています。

項目	主な対策の概	要	
	低公害・低燃費車の普及促進	○低公害・低燃費車の率先的導入(国、県、市)	
発生源対策	エコドライブの推進	○周知活動、啓発活動の実施 (県、市、関係団体)	
	国等への働きかけ	○次期排出ガス規制車の早期導入(協議会)	
交通量対策	公共交通機関等への転換	○「なごや新交通戦略推進プラン」の実施 (市、関係機関)	
交通流対策	広域ネットワークの形成	○名古屋環状 2 号線の整備 (国、市、中日本高速道路㈱)	
自動車騒音対策	道路施設対策	○低騒音舗装の敷設及び修繕(国、市、中日本高速道路㈱、名古屋高速道路公社)	